

平成 16 年 4 月 1 日付け能発第 0401001 号
一部改正 平成 25 年 3 月 1 日付け 能発 0301 第 1 号
一部改正 平成 26 年 3 月 11 日付け 能発 0311 第 1 号
一部改正 平成 29 年 2 月 28 日付け 能発 0228 第 4 号
一部改正 令和 2 年 12 月 25 日付け 開発 1225 第 3 号
別添 3

専修学校及び各種学校の指定に係る申請等要領

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 45 条の 2 第 2 項第 9 号、第 64 条の 2 第 2 項第 8 号、第 64 条の 3 第 3 項第 3 号、第 64 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定に基づく厚生労働大臣の指定は、下記に定めるところによるものとする。

記

I 新規指定の申請

1 申請者

申請者は、専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」という。）の長とする。

2 申請書類

申請に当たっては、専修学校・各種学校指定申請書（様式 1）に、次に掲げる書類を添付して行うこととする。

(1) 専修学校等の設置認可書の写し

(2) 学科調査票（様式 2 の 1）

複数の学科についてそれぞれの学科に対応した免許職種又は検定職種に関する学科としての指定を受けようとする場合は、学科調査票は学科ごとに作成する。

(3) 学科調査票以外に認定基準を満たしていることを証する書面（様式自由）

(4) その他学校の沿革、組織、職員の構成、年度別の卒業生数等が明らかとなる学則、学校概要、入学案内等の参考資料

なお、既に開始されている学科について、過去に遡って認定を申請する場合にあっては、上記（1）～

(4) の書類と併せて、学科調査票の付票（様式 2 の 2）を添付して行うこととする。

3 申請書の提出

申請書は、厚生労働大臣に提出することとする。

4 指定申請書の提出時期

指定申請書の提出時期は、当該申請に係る学科が教育を開始する前年度の 1 月末日とする。

II 指定事項の追加、変更等

1 指定事項の追加

指定を受けている専修学校等が、学科の新設等により、追加で指定を受けようとする場合、当該指定を受けている者は学科追加指定申請書（様式 3）に上記 I の 2 の（2）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 指定事項の変更

指定を受けている専修学校等が厚生労働大臣の指定を受けた事項について変更した場合、当該指定を受けている者は指定事項変更届（様式 4 の 1）に指定事項等新旧対比表（様式 4 の 2）及び変更したことを証する書面を添えて提出しなければならない。

3 指定事項の廃止

指定を受けている専修学校等又は学科を廃止した場合、当該指定を受けている者は廃止届（様式 5）に当該専修学校等又は学科を廃止したことを証する書面を添えて提出しなければならない。

なお、指定を受けている学科に係る検定職種が廃止された場合には、廃止届を提出せずとも当該指定は廃止することとする。

4 申請書等の提出

上記Ⅰの3に準じることとする。

5 申請書等の提出時期

上記Ⅰの4に準じることとする。

6 指定の取消し

(1) 指定を受けている専修学校等が次のいずれかに該当するときは当該指定を取り消すことがあること。

① 下記Ⅲの審査基準を満たさなくなったとき

② 上記2の変更届(学校名の変更、所在地の変更及び学科の内容等の変更に係るものに限る。)又は上記3の廃止届を提出しなかったとき

(2) 技能検定試験に関する業務が指定試験機関により実施されることとなり、当該指定試験機関が実施することとなった検定職種に関して、当該指定試験機関が受検資格を定め、当該受検資格において専修学校及び各種学校について規則に定めるものに相当するものが定められた場合は、当該検定職種に係る指定を受けている専修学校等の指定を取り消すこととする。

Ⅲ 審査基準

新規指定及び指定事項変更に当たっての審査の基準は次のとおりとする。

1 学校教育法の規定に基づく専修学校等であること。

2 履修内容、修業年限、授業時数等

(1) 職業訓練指導員試験の受験資格に係るもの

- ① 新規若しくは追加の指定又は変更の認定を受けようとする学科(以下「新規指定等希望学科」という。)の履修内容に規則別表第 11 における当該免許職種に係る学科試験の科目のうち関連学科に示す科目が含まれていること。
- ② 新規指定等希望学科の修業年限が2年以上であること。
- ③ 新規指定等希望学科における専門学科に係る授業時数及び実習に係る授業時数が、次の表において修業年限の区分に応じた要件を満たすこと。

修業年限の区分	関連学科に示す科目に係る専門学科の授業時数	関連学科に示す科目に係る実習の授業時数	専門学科と実習の授業時数の計(※)
2年以上3年未満	500時間以上	370時間以上	1,440時間以上
3年以上	750時間以上	560時間以上	2,160時間以上

※ 関連学科に示す科目に係るもの以外のものも含めることとする。

(2) 技能検定の受験資格に係るもの

- ① 新規指定等希望学科の履修内容に、次号に掲げる区分に応じ、当該各号に示す科目が含まれていること。
 - ア 専門学科 「技能検定試験事務手引(都道府県及び都道府県職業能力開発協会関係)」巻末「表1 検定職種と訓練科及び免許職種の対応関係並びに検定職種と学科等の対応関係(2)」(以下「検定職種対応関係表」という。)の「個別に判断される基準」欄における学科試験の試験科目
 - イ 実習 検定職種対応関係表の「個別に判断される基準」欄における実技試験の試験科目
- ② 新規指定等希望学科の授業時数が800時間以上であること。
- ③ 新規指定等希望学科における専門学科に係る授業時数及び実習に係る授業時数が、次の表において授業時数の区分に応じた要件を満たすこと。

授業時数の区分	当該検定職種の試験科目に係る専門学科の授業時数	当該検定職種の試験科目に係る実習の授業時数	専門学科と実習の授業時数の計(※)

800時間以上 3,200時間未満	250時間以上	180時間以上	720時間以上
3,200時間以上	1,000時間以上	720時間以上	2,880時間以上

※ 検定職種の試験科目に係るもの以外のものも含めることとする。

3 機械器具等

新規指定等希望学科において、教育目的を達成するために必要な機械器具等が確保されていること。

様式1

年 月 日

厚生労働大臣 殿

学校名
学校長

専修学校・各種学校指定申請書

職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号、第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号、第64条の6第2項第2号及び第3項第3号に定める厚生労働大臣の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 学校の所在地
- 2 学校の設立年月日
- 3 学校教育法による専修学校又は各種学校の設置の認可を受けた年月日
- 4 職業訓練指導員試験受験資格又は技能検定試験の受験資格に係る指定を受けたい学科の概要

学科名	修業年限	授業時数	専門学科の授業時数※	実習の授業時数※	専門学科と実習の授業時数の計	受験資格希望の職業訓練指導員免許職種	受験資格希望の技能検定職種

※ 当該免許職種の関連学科に示す科目又は当該検定職種の試験科目に係るもの

様式2の1

学科調査票

課程名
学科名

関係免許職種・検定職種名

- 1 当該学科の修業年限
- 2 当該学科の入学資格
- 3 当該学科の授業時間数

教科 科目	学年				計	備考
	1年	2年	3年	4年		
普通教科	時間	時間	時間	時間	時間	
小計						
専門教科						
小計						
実習						
合計						

- 4 主な教育用機械・器具名

機械・器具名	台数	機械・器具名	台数

- 5 当該学科の総生徒数

(注) ① 学科別に別表とすること。
② 関係免許職種・検定職種が2以上の場合は、連記すること。
③ 科目欄には、国語、社会、電気理論等科目名を記入すること。

様式2の2

学 科 調 査 票 (付 票)

教科及び科目	修業年限		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	普通教科	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
専門教科								
	小計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
実習	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
備考	年度～ 卒業生合計	年度 名	年度～ 卒業生合計	年度 名	年度～ 卒業生合計	年度 名	年度 名	

(注) ① この票には、修業年限を通算した教科の授業時間数を記入すること。ただし、専門教科については、科目別に記入すること。
② 備考欄には、それぞれの科目編成の授業を受けて卒業した生徒の卒業年度及び卒業生数を記入すること。

様式3

年 月 日

厚生労働大臣 殿

学校名
学校長

学科追加指定申請書

職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号、第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号、第64条の6第2項第2号及び同条第3項第3号に定める厚生労働大臣の指定に係る免許職種・検定職種に関する学科として、追加指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 学校の所在地
- 2 学校の指定年月日
- 3 既に指定を受けている課程名及び学科名並びに指定年月日
- 4 追加指定希望課程名及び学科名
- 5 当該追加指定希望課程及び学科の設置年月日
- 6 職業訓練指導員試験受験資格又は技能検定試験の受験資格に係る指定を受けたい学科の概要

学科名	修業年限	授業時数	専門学科の授業時数※	実習の授業時数※	専門学科と実習の授業時数の計	受験資格希望の職業訓練指導員免許職種	受験資格希望の技能検定職種

※ 当該免許職種の関連学科に示す科目又は当該検定職種の試験科目に係るもの

様式4の1

年 月 日

厚生労働大臣 殿

学校名
学校長

指定事項変更届

職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号、第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号、第64条の6第2項第2号及び同条第3項第3号に定める厚生労働大臣の指定を受けた事項について、その一部を変更したので届け出ます。

- 1 指定年月日
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更事由
- 5 添付書類

様式4の2

指定事項等新旧対比表

事項	新	旧	
所在地			
学校名			
学校長			
認可年月日			
指定課程名及び学科名		(指定年月日)	
修業年限			
入学資格			
教科時間数	普通教科	時間	時間
	専門教科	〃	〃
	実習	〃	〃
	総計	〃	〃
備考			

様式5

年 月 日

厚生労働大臣 殿

学校名
学校長

廃止届

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第45条の2第2項第9号、第64条の2第2項第8号、第64条の3第3項第3号、第64条の6第2項第2号及び同条第3項第3号の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた事項について、廃止したので届け出ます。

- 1 指定年月日
- 2 既に指定を受けている課程名・学科名
- 3 廃止年月日
- 4 廃止事由
- 5 添付書類